

新潟市等に所在するタクシー事業者に対する  
排除措置命令及び課徴金納付命令について

平成23年12月21日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、新潟市等に所在するタクシー事業者に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、次のとおり、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、本日、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照。）。

- 1 違反事業者数、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額（対象事業者名、各事業者の課徴金額等については別表1のとおり。）

違反事業者数	排除措置命令 対象事業者数	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
26社	25社	25社	2億3175万円

2 違反行為の概要

別表1記載の26社（以下「26社」という。）は、新潟交通圏<sup>（注1）</sup>におけるタクシー事業について、新自動認可運賃<sup>（注2）</sup>において、改定前の自動認可運賃における小型車、中型車、大型車及び特定大型車それぞれの上限運賃は据え置かれたまま、下限運賃が引き上げられたことを受けて、遅くとも平成22年2月20日までに、小型車、中型車、大型車及び特定大型車のタクシー運賃のうち、距離制運賃、時間制運賃、時間距離併用制運賃及び待料金<sup>（注3）</sup>（以下「特定タクシー運賃」という。）を

- (1) 小型車については、別表2の小型車の新自動認可運賃における「下限運賃」欄記載のタクシー運賃とし、かつ、初乗距離短縮運賃<sup>（注4）</sup>を設定しないこととする
- (2) 中型車については、別表3の中型車の新自動認可運賃における「下限運賃」欄記載のタクシー運賃とする
- (3) 大型車については、別表4の大型車の新自動認可運賃における「上限運賃」欄記載のタクシー運賃とする
- (4) 特定大型車については、別表5の特定大型車の新自動認可運賃における「上限運賃」欄記載のタクシー運賃とする

旨を合意することにより、公共の利益に反して、新潟交通圏におけるタクシー事業の取引分野における競争を実質的に制限していた。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第二審査  
電話 03-3581-3384（直通）  
ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

- (注1) 国土交通省北陸信越運輸局長の公示(平成14年7月1日付け公示第12号)において定められている、平成17年3月21日に他の市町村と合併する前の新潟市、同日に新潟市に編入された新潟県豊栄市及び新潟県中蒲原郡亀田町並びに新潟県北蒲原郡聖籠町の区域をいう。
- (注2) 「自動認可運賃」とは、国土交通省自動車交通局長の通達(平成13年10月26日付け国自旅第101号)により、国土交通省地方運輸局長等が、一定の範囲内において設定し、原価計算書類の提出の必要がないと認める場合として公示することとされているタクシー運賃をいい、「新自動認可運賃」とは、平成21年10月1日付けで改定された新潟交通圏に係る自動認可運賃をいう。
- (注3) 「距離制運賃」とは、旅客の乗車地点から降車地点までの運送距離に応じた運賃をいい、「時間制運賃」とは、旅客が乗車場所として指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた運賃をいい、「時間距離併用制運賃」とは、距離制運賃を適用する場合であって、一定速度以下の走行速度になった場合の運送に要した時間を距離に換算し、当該距離制運賃に加算する運賃をいい、「待料金」とは、旅客の都合により、車両を待機させた場合にその時間に応じて適用する料金をいう。
- (注4) 国土交通省自動車交通局長の通達(平成13年10月26日付け国自旅第100号)により、国土交通省地方運輸局長等が定めるものによることとされている、短縮した初乗距離に対応した距離制運賃をいう。

### 3 排除措置命令の概要

- (1) 排除措置命令の対象事業者(以下「名宛人」という。)は、それぞれ、次の事項を取締役会において決議しなければならない。
- ア 前記2の合意が消滅している旨を確認すること
- イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、新潟交通圏における特定タクシー運賃を決定せず、各社がそれぞれ自主的に決める旨
- (2) 名宛人は、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く24社に通知するとともに、新潟交通圏の一般消費者に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、新潟交通圏における特定タクシー運賃を決定してはならない。

### 4 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成24年3月22日までに、それぞれ別表1の「課徴金額」欄記載の額(総額2億3175万円)を支払わなければならない。

別表1 違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者並びに課徴金額

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金納付命令	課徴金額 (万円)
1	都タクシー株式会社	新潟市中央区礎町通二ノ町2142番地1	代表取締役 高橋 良樹	○	○	3,479
2	富士タクシー株式会社	新潟市東区木工新町1193番地8	代表取締役 川口 栄介	○	○	1,423
3	さくら交通株式会社	新潟市東区豊一丁目11番43号	代表取締役 三田 啓祐	○	○	1,409
4	万代タクシー株式会社	新潟市中央区万代四丁目7番13号	代表取締役 中山 真	○	○	1,376
5	第一タクシー株式会社	新潟市中央区上近江四丁目11番13号	代表取締役 金井 正志	○	○	1,310
6	昭和交通観光株式会社	新潟市江南区東船場五丁目3番25号	代表取締役 吉川 典雄	○	○	1,107
7	はとタクシー株式会社	新潟市中央区高志一丁目8番7号	代表取締役 斎藤 章	○	○	1,047
8	県都タクシー株式会社	新潟市中央区下所島二丁目2番12号	代表取締役 佐藤 真一	○	○	1,039
9	四葉タクシー有限公司	新潟市東区中野山二丁目8番19号	代表取締役 豊田 貞子	○	○	1,032
10	三和交通株式会社	新潟市西区鳥原2654番地1	代表取締役 小林 一郎	○	○	1,015
11	星山工業株式会社	新潟市中央区沼垂東六丁目1番19号	代表取締役 星山 健佑	○	○	1,005
12	太陽交通株式会社	新潟市北区早通南一丁目1番4号	代表取締役 佐藤 友紀	○	○	957
13	東新タクシー株式会社	新潟市中央区紫竹山六丁目1番27号	代表取締役 菊地 晴彦	○	○	913
14	太陽交通新潟有限公司	新潟市西区小新南一丁目20番20号	代表取締役 高松 勝男	○	○	766
15	株式会社小針タクシー	新潟市西区西有明町10番2号	代表取締役 長谷 行夫	○	○	753
16	東港タクシー株式会社	新潟市北区太郎代71番地3	代表取締役 山口 道夫	○	○	716
17	光タクシー有限公司	新潟市西区内野町525番地	代表取締役 石川 誉士	○	○	644
18	新潟あさひタクシー株式会社	新潟市東区寺山241番地1	代表取締役 大倉 忠夫	○	○	630
19	株式会社NK交通	新潟市江南区亀田大月二丁目1番32号	代表取締役 田中 優	○	○	630
20	ハマタクシー株式会社	新潟市北区松浜東町二丁目4番58号	代表取締役 小林信太郎	○	○	516
21	株式会社聖籠タクシー	新潟県北蒲原郡聖籠町大字網代浜904番地1	代表取締役 高橋 高一	○	○	398
22	港タクシー株式会社	新潟市東区下木戸一丁目3番12号	代表取締役 鈴木 寛	○	○	354
23	有限会社コバト交通	新潟市中央区高志一丁目8番7号	代表取締役 斎藤 章	○	○	272
24	都タクシー株式会社	新潟市北区白新町一丁目9番6号	代表取締役 高橋 良樹	○	○	236
25	有限会社東重機運輸	新潟市東区一日市1番地2	代表取締役 飯田 嘉昭	○	○	148
26	株式会社三洋タクシー	新潟市東区藤見町二丁目6番5号	代表取締役 伊藤 稔	—	—	—
合 計				25社	25社	23,175

(注1) 別表1中の「○」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象となる違反行為者であることを示している。

(注2) 別表1中の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反行為者であることを示している。

別表2 小型車の新自動認可運賃

	距離制運賃		時間距離併用制 運賃及び待料金	時間制運賃
	初乗運賃	加算運賃		
上限運賃	1.3km 600円	284m 80円	1分45秒 80円	30分 2,750円
B運賃	1.3km 590円	289m 80円	1分45秒 80円	30分 2,700円
C運賃	1.3km 580円	294m 80円	1分50秒 80円	30分 2,650円
下限運賃	1.3km 570円	299m 80円	1分50秒 80円	30分 2,600円

別表3 中型車の新自動認可運賃

	距離制運賃		時間距離併用制 運賃及び待料金	時間制運賃
	初乗運賃	加算運賃		
上限運賃	1.3km 610円	262m 80円	1分35秒 80円	30分 3,150円
B運賃	1.3km 600円	266m 80円	1分40秒 80円	30分 3,050円
C運賃	1.3km 590円	271m 80円	1分40秒 80円	30分 3,000円
下限運賃	1.3km 580円	276m 80円	1分40秒 80円	30分 2,950円

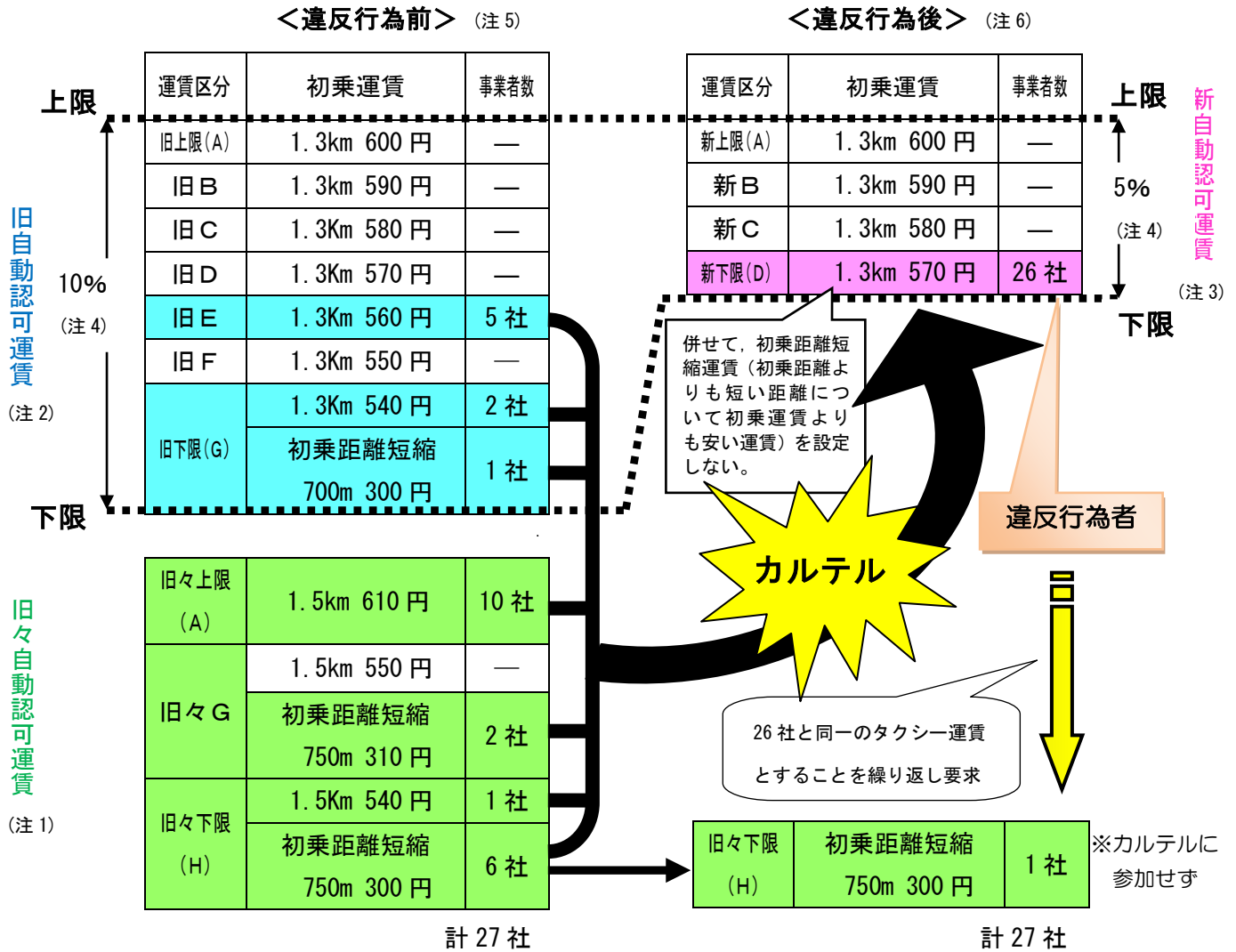
別表4 大型車の新自動認可運賃

	距離制運賃		時間距離併用制 運賃及び待料金	時間制運賃
	初乗運賃	加算運賃		
上限運賃	1.3km 710円	223m 90円	1分20秒 90円	30分 4,150円
B運賃	1.3km 700円	226m 90円	1分25秒 90円	30分 4,050円
C運賃	1.3km 690円	229m 90円	1分25秒 90円	30分 4,000円
D運賃	1.3km 680円	233m 90円	1分25秒 90円	30分 3,950円
下限運賃	1.3km 670円	236m 90円	1分25秒 90円	30分 3,900円

別表5 特定大型車の新自動認可運賃

	距離制運賃		時間距離併用制 運賃及び待料金	時間制運賃
	初乗運賃	加算運賃		
上限運賃	1.3km 770円	218m 90円	1分20秒 90円	30分 4,300円
B運賃	1.3km 760円	221m 90円	1分20秒 90円	30分 4,200円
C運賃	1.3km 750円	224m 90円	1分25秒 90円	30分 4,150円
D運賃	1.3km 740円	227m 90円	1分25秒 90円	30分 4,100円
下限運賃	1.3km 730円	230m 90円	1分25秒 90円	30分 4,050円

1 本件違反行為の概要（小型車の初乗運賃の例）



- (注1) 「旧々自動認可運賃」は、平成14年7月1日付けで定められた新潟交通圏に係る自動認可運賃。
- (注2) 「旧自動認可運賃」は、平成20年7月2日付けで旧々自動認可運賃が改定されたもの。
- (注3) 「新自動認可運賃」は、平成21年10月1日付けで旧自動認可運賃が改定されたもの。
- (注4) 新自動認可運賃において、旧自動認可運賃の上限運賃は据え置かれたまま、下限運賃が引き上げられ、上限運賃と下限運賃の幅が10%から5%に縮小された。
- (注5) 自動認可運賃が改定されても認可を受けた従来の運賃を適用し続けることができるところ、違反行為が行われる前において、旧自動認可運賃と旧々自動認可運賃を適用する事業者が混在していた。また、新たに新自動認可運賃の下限を下回る運賃を認可申請する場合には、原価計算書類等の提出が必要であるところ、認可に際しては、認可の期限は1年間とすること等の一定の条件が付されることとなる。
- (注6) 違反行為後の適用運賃は、本件違反行為の実行期間中に事業者が適用していた運賃区分。

## 2 過去の新潟市等に所在するタクシー事業者らに対する事件

件名 措置年月日 (審決年月日)	内 容
平成19年(措)第12号 新潟市に所在するタクシー事業者らに対する件 平成19年6月25日 排除措置命令	21社(ただし、平成19年3月8日以降は20社)は、正当な理由がないのに、共同して新潟ハイタクセンター及び共通乗車券事業者3社に、低額運賃3社に対し新潟交通圏における共通乗車券事業に係る契約を拒絶させている。
昭和56年(勸)第4号 新潟市ハイヤータクシー協会に対する件 昭和56年3月12日勸告 (昭和56年4月1日)	会員のタクシーの増車、営業所の新設等に係る事業計画変更の認可申請を制限している。

## 3 最近の価格カルテル事件

件名 措置年月日	内 容
平成23年(措)第14号 LPガス供給機器の製造業者に対する件 平成23年12月20日 排除措置命令	特定LPガス供給機器の販売価格について、現行の販売価格より10パーセント程度引き上げることが合意していた。
平成23年(措)第7号 VVFケーブルの製造業者及び販売業者に対する件 平成23年7月22日 排除措置命令	特定VVFケーブルの販売価格を決定していく旨を合意していた。
平成23年(措)第6号 LPガス容器の製造業者らに対する件 平成23年6月24日 排除措置命令	鋼材等の購入価格の変動に対応して特定LPガス容器の需要者向け販売価格の改定を行う旨を合意していた。
平成23年(措)第3号 エアセパレートガスの製造業者及び販売業者に対する件 平成23年5月26日 排除措置命令	特定エアセパレートガスの販売価格について、現行価格より10パーセントを目安に引き上げることが合意していた。

## 4 参照条文

### ○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

#### 〔定義〕

第二条 （略）

②～⑤ （略）

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨ （略）

#### 〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

#### 〔排除措置〕

第七条 （略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四 （略）

#### 〔課徴金〕

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に百分の十（小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 商品又は役務の対価に係るもの

二 （略）

②～⑳ （略）

## 5 課徴金制度の概要

### (1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者がカルテル・談合をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第7条の2①）。

(注) カルテル・談合をした法人が課徴金納付命令を受ける前に合併により消滅した場合は、合併後存続し、又は合併により設立された法人に課徴金の納付を命ずる（第7条の2④）。また、課徴金納付命令を受ける前に、カルテル・談合をした法人が調査開始日以後において子会社等に対してカルテル・談合の対象となった事業の全部を譲渡し、又は当該法人が調査開始日以後において子会社等に対して分割によりカルテル・談合の対象となった事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅した場合は、当該子会社等に課徴金の納付を命ずる（第7条の2⑤※）。

※ 第7条の2⑤の規定は、平成21年改正法施行日（平成22年1月1日）以後に立入検査又は臨検、搜索若しくは差押えが行われた事件（立入検査等が行われなかったときは、課徴金納付命令の事前通知が行われた事件）から適用される（平成21年改正法附則第6条④）。

### (2) 課徴金額の計算

ア カルテル・談合の実行期間中（最長3年間）の対象商品又は役務の売上額を基に、事業者の規模や業種ごとに定められた課徴金算定率を乗じて計算する。

課徴金額	＝	カルテル・談合の実行期間中の 対象商品又は役務の売上額	×	課徴金算定率
------	---	--------------------------------	---	--------

(注) 課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2①）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第7条の2③）。

### イ 課徴金算定率

		大企業				中小企業		
		違反対象事業	算定率	違反行為		算定率	違反行為	
違反 対象 事業	小売業・ 卸売業以外			10%	早期解消		8%	4%
		再度の違反	15%		再度の違反	6%		
		主導的役割	15%		主導的役割	6%		
		再度＋主導	20%		再度＋主導	8%		
	小売業	3%	早期解消	2.4%	1.2%	早期解消	1%	
			再度の違反	4.5%		再度の違反	1.8%	
			主導的役割	4.5%		主導的役割	1.8%	
			再度＋主導	6%		再度＋主導	2.4%	
	卸売業	2%	早期解消	1.6%	1%	早期解消	0.8%	
			再度の違反	3%		再度の違反	1.5%	
			主導的役割	3%		主導的役割	1.5%	
			再度＋主導	4%		再度＋主導	2%	

- (注) 1 「早期解消」の課徴金算定率は、調査開始日の1月前の日までに違反行為をやめ、かつ、違反行為に係る実行期間が2年未満である事業者に対して適用される。ただし、当該事業者が「再度の違反」又は「主導的役割」の適用を受ける事業者である場合には適用されない（第7条の2⑥）。
- 2 「再度の違反」の課徴金算定率は、調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令（当該命令が確定している場合に限る。）等を受けた事業者に対して適用される（第7条の2⑦）。
- 3 「主導的役割」の課徴金算定率（※）は、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される（第7条の2⑧）。

※ 「主導的役割」の課徴金算定率は、「主導的役割」に該当する行為（第7条の2⑧各号に



規定する行為)が平成21年改正法施行日(平成22年1月1日)前に既になくなっているときは、適用されない(平成21年改正法附則第6条①)。また、違反行為が平成21年改正法施行日前に開始され、同施行日以後になくなったものである場合において、「主導的役割」に該当する行為が同施行日以後に行われたときは、当該違反行為のうち同施行日以後に係るものみに「主導的役割」の課徴金算定率が適用される(平成21年改正法附則第6条②)。

- 4 「再度+主導」の課徴金算定率は、「再度の違反」及び「主導的役割」のいずれにも該当する事業者に対して適用される(第7条の2⑨)。
- 5 違反事業者が、同一事件について、罰金の刑に処する確定裁判を受けたときは、課徴金額(課徴金減免制度の適用を受ける場合は、減額後の課徴金額)から、罰金額の2分の1に相当する金額が控除される(第7条の2⑩)。ただし、課徴金額が罰金額の2分の1に相当する金額を超えないとき、又は課徴金額から罰金額の2分の1に相当する金額を控除した後の金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない(第7条の2⑪)。

### (3) 課徴金減免制度

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される(第7条の2⑫~⑬)。

課徴金減免申請順位	減免率
調査開始日前の1番目の申請者	課徴金納付を免除
調査開始日前の2番目の申請者	課徴金額を50%減額
調査開始日前の3番目の申請者	課徴金額を30%減額
調査開始日前の4・5番目の申請者	課徴金額を30%減額
調査開始日以後の申請者	課徴金額を30%減額

- (注) 1 課徴金減免制度は、調査開始日前と調査開始日以後とで合わせて最大5社(ただし、調査開始日以後は最大3社まで)に適用される。
- 2 課徴金納付命令等がなされるまでの間に、公正取引委員会に求められた追加の違反行為に係る事実の報告等に応じないとき等においては、課徴金の減免を受けることはできない(第7条の2⑫・⑬)。

平成 23 年（措）第 15 号

排 除 措 置 命 令 書

名宛人 別表 1 の名宛人目録記載のとおり

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文及び理由中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 別表 1 の名宛人目録記載の 25 社（以下「25 社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 7 号に規定する取締役会設置会社でない場合にあっては株主総会）において決議しなければならない。
  - (1) 新潟交通圏におけるタクシー事業について、遅くとも平成 22 年 2 月 20 日までに 25 社及び別表 2 記載の事業者の 26 社（以下「26 社」という。）が共同して行った、小型車、中型車、大型車及び特定大型車のタクシー運賃のうち、距離制運賃、時間制運賃、時間距離併用制運賃及び待料金（以下「特定タクシー運賃」という。）を平成 21 年 10 月 1 日付けで改定された新潟交通圏に係る自動認可運賃（以下「新自動認可運賃」という。）における一定の運賃区分として定められているタクシー運賃とし、かつ、小型車については初乗距離短縮運賃を設定しないこととする旨の合意が消滅している旨を確認すること
  - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、新潟交通圏における特定タクシー運賃を決定せず、各社

がそれぞれ自主的に決める旨

- 2 25社は、前項に基づいて採った措置を、自社を除く24社に通知するとともに、新潟交通圏の一般消費者に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知、周知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 25社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、新潟交通圏における特定タクシー運賃を決定してはならない。
- 4 25社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

## 理 由

### 第1 事実

1(1)ア 25社は、それぞれ、別表1の「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき国土交通省地方運輸局長等の許可を受け、新潟交通圏において、タクシー事業を営む者（以下「タクシー事業者」という。）である。

イ 名宛人以外の別表2及び別表3記載の事業者は、「本店の所在地」欄記載の地に本店を置く新潟交通圏におけるタクシー事業者である。

ウ 26社が保有するタクシー車両（道路運送法第2条第8項に定める事業用自動車のうち、タクシー事業に係るものをいう。）のほとんど全ては小型車であった。

(2)ア タクシー事業者は、道路運送法の規定に基づき、タクシー運賃を定め、国土交通省地方運輸局長等の認可を受けなければならないが、これを変更しようとするときも同様とされている。また、タクシー事業者が、タクシー運賃の認可申請を行う際には、原則として原価計算書類を提出することとされている。

イ 距離制運賃については、国土交通省地方運輸局長等によって初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離が定められている。タクシー事業者は、国土交通省地方運輸局長等の認可を受けて初乗距離を短縮し、初乗距離短

縮運賃を適用することができる。

ウ タクシー事業者が、自動認可運賃に該当するタクシー運賃の認可申請を行う場合には、原価計算書類の提出は免除されており、この場合、国土交通省地方運輸局長等は、当該認可申請について速やかに認可することとしている。

エ 新潟交通圏において定められている自動認可運賃は、距離制運賃、時間制運賃、時間距離併用制運賃及び待料金から成っており、小型車、中型車、大型車及び特定大型車のそれぞれについて、上限運賃から下限運賃までの範囲内において複数の運賃区分が設けられている。

(3) ア 新潟市ハイヤータクシー協会（以下「市協会」という。）は、新潟交通圏における法人タクシー事業者（法人であるタクシー事業者をいう。以下同じ。）26社及び別表3記載の法人タクシー事業者の27社（以下「27社」という。）によって構成された任意団体である。

イ 市協会は、おおむね1か月ごとに27社の代表取締役らによる会合を開催しており、また、必要に応じて臨時の会合を開催していた。

(4) 新潟交通圏においては、個人タクシー事業者（個人であるタクシー事業者をいう。以下同じ。）が組織する協同組合として3つの組合が存在し、個人タクシー事業者のほとんど全ては、これらいずれかの協同組合に属していた。

(5) 新潟交通圏において26社が収受するタクシー運賃の売上額は、新潟交通圏におけるタクシー事業者が収受するタクシー運賃の総売上額の大部分を占めていた。

2 (1) 27社は、かねてから、市協会の会合の場を利用するなどして、特定タクシー運賃を自動認可運賃に該当するものとするなどについて協議していた。

(2) 26社は、新自動認可運賃において、改定前の自動認可運賃における小型車、中型車、大型車及び特定大型車それぞれの上限運賃は据え置かれたまま、下限運賃が引き上げられたことを受けて、平成21年11月27日、平成22年1月20日、同年2月17日等が開催された各社の代表取締役らによる市協会の会合の場を利用するなどして、遅くとも同年2月20日までに、特定タクシー運賃について

ア 小型車については、別表4の小型車の新自動認可運賃における「下限運賃」欄記載のタクシー運賃とし、かつ、初乗距離短縮運賃を設定しないこ

ととする

イ 中型車については、別表5の中型車の新自動認可運賃における「下限運賃」欄記載のタクシー運賃とする

ウ 大型車については、別表6の大型車の新自動認可運賃における「上限運賃」欄記載のタクシー運賃とする

エ 特定大型車については、別表7の特定大型車の新自動認可運賃における「上限運賃」欄記載のタクシー運賃とする

旨を合意した。

(3) 26社は、前記(2)の合意に至る過程において

ア 市協会の会合の場を利用するなどして、別表3記載の事業者に対し、26社と同一の特定タクシー運賃にするよう繰り返し求め

イ 個人タクシー事業者の協同組合の代表者に対し、当該協同組合の組合員が特定タクシー運賃を新自動認可運賃に該当するものとするよう要請していた。

3 26社は、前記2(2)の合意に基づき、平成22年2月25日から同年3月5日までの間に、国土交通省北陸信越運輸局長に対し、特定タクシー運賃の変更の認可申請を行い、同年3月26日に同局長から認可申請のとおり認可され、遅くとも同年4月17日以降、認可を受けた特定タクシー運賃を適用している。

4 平成23年1月26日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、市協会の会合の場で特定タクシー運賃についての話し合いを行うことが取りやめられるなどしている。このため、同日以降、前記2(2)の合意は事実上消滅しているものと認められる。

## 第2 法令の適用

前記事実によれば、26社は、共同して、小型車、中型車、大型車及び特定大型車の特定タクシー運賃を新自動認可運賃における一定の運賃区分として定められているタクシー運賃とし、かつ、小型車については初乗距離短縮運賃を設定しないこととする旨を合意することにより、公共の利益に反して、新潟交通圏におけるタクシー事業の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。このため、26社は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者である。また、違

反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、25社については、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、25社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成23年12月21日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 後 藤 晃

委員 神 垣 清 水

委員 濱 田 道 代

委員 細 川 清

別紙

番号	用語	定義
1	新潟交通圏	国土交通省北陸信越運輸局長の公示（平成14年7月1日付け公示第12号）において定められている，平成17年3月21日に他の市町村と合併する前の新潟市，同日に新潟市に編入された新潟県豊栄市及び新潟県中蒲原郡亀田町並びに新潟県北蒲原郡聖籠町の区域
2	タクシー事業	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業のうち，後記番号3の福祉輸送サービスを除くもの
3	福祉輸送サービス	身体障害者手帳の交付を受けている者，介護保険法（平成9年法律第123号）の要介護認定又は要支援認定を受けている者，単独での移動が困難な者であって単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者及び消防機関又は当該機関と連携するコールセンターを介して搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者について，後記番号4の福祉輸送自動車を使用して運送する役務
4	福祉輸送自動車	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の3第8号に規定する福祉自動車又は次の事項のいずれかを満たす者が乗務する車両 一 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了していること 二 介護福祉士の資格を有していること 三 訪問介護員の資格を有していること 四 居宅介護従事者の資格を有していること
5	小型車	国土交通省北陸信越運輸局長の公示（平成14年7月1日付け公示第14号。以下同じ。）において小型車とされるもの

番号	用語	定義
6	中型車	国土交通省北陸信越運輸局長の公示において中型車とされるもの
7	大型車	国土交通省北陸信越運輸局長の公示において大型車とされるもの
8	特定大型車	国土交通省北陸信越運輸局長の公示において特定大型車とされるもの
9	タクシー運賃	道路運送法第9条の3第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金のうち、タクシー事業に係るもの
10	距離制運賃	旅客の乗車地点から降車地点までの運送距離に応じた運賃
11	時間制運賃	旅客が乗車場所として指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた運賃
12	時間距離併用制運賃	距離制運賃を適用する場合であって、一定速度以下の走行速度になった場合の運送に要した時間を距離に換算し、当該距離制運賃に加算する運賃
13	待料金	旅客の都合により、車両を待機させた場合にその時間に応じて適用する料金
14	自動認可運賃	国土交通省自動車交通局長の通達（平成13年10月26日付け国自旅第101号）により、国土交通省地方運輸局長等が、一定の範囲内において設定し、後記番号15の原価計算書類の提出の必要がないと認める場合として公示することとされているタクシー運賃
15	原価計算書類	タクシー運賃の認可申請に当たって、国土交通省地方運輸局長等に提出する原価計算書その他タクシー運賃の算出の基礎を記載した書類



番号	用語	定義
16	初乗距離短縮運賃	国土交通省自動車交通局長の通達（平成13年10月26日付け国自旅第100号。以下同じ。）により，国土交通省地方運輸局長等が定めるものによることとされている，短縮した後記番号17の初乗距離に対応した距離制運賃
17	初乗距離	国土交通省自動車交通局長の通達により，国土交通省地方運輸局長等が定めるものによることとされている，タクシー事業者が初乗運賃を適用する距離

別表1 名宛人目録

番号	本店の所在地	事業者	代表者
1	新潟市中央区礎町通二ノ町2142番地1	都タクシー株式会社	代表取締役 高橋 良樹
2	新潟市東区木工新町1193番地8	富士タクシー株式会社	代表取締役 川口 栄介
3	新潟市東区豊一丁目11番43号	さくら交通株式会社	代表取締役 三田 啓祐
4	新潟市中央区万代四丁目7番13号	万代タクシー株式会社	代表取締役 中山 真
5	新潟市中央区上近江四丁目11番13号	第一タクシー株式会社	代表取締役 金井 正志
6	新潟市江南区東船場五丁目3番25号	昭和交通観光株式会社	代表取締役 吉川 典雄
7	新潟市中央区高志一丁目8番7号	はとタクシー株式会社	代表取締役 斎藤 章
8	新潟市中央区下所島二丁目2番12号	県都タクシー株式会社	代表取締役 佐藤 真一
9	新潟市東区中野山二丁目8番19号	四葉タクシー有限公司	代表取締役 豊田 貞子
10	新潟市西区鳥原2654番地1	三和交通株式会社	代表取締役 小林 一郎
11	新潟市中央区沼垂東六丁目1番19号	星山工業株式会社	代表取締役 星山 健佑
12	新潟市北区早通南一丁目1番4号	太陽交通株式会社	代表取締役 佐藤 友紀
13	新潟市中央区紫竹山六丁目1番27号	東新タクシー株式会社	代表取締役 菊地 晴彦
14	新潟市西区小新南一丁目20番20号	太陽交通新潟有限公司	代表取締役 高松 勝男
15	新潟市西区西有明町10番2号	株式会社小針タクシー	代表取締役 長谷 行夫
16	新潟市北区太郎代71番地3	東港タクシー株式会社	代表取締役 山口 道夫
17	新潟市西区内野町525番地	光タクシー有限公司	代表取締役 石川 誉士
18	新潟市東区寺山241番地1	新潟あさひタクシー株式会社	代表取締役 大倉 忠夫
19	新潟市江南区亀田大月二丁目1番32号	株式会社NK交通	代表取締役 田中 優
20	新潟市北区松浜東町二丁目4番58号	ハマタクシー株式会社	代表取締役 小林 信太郎
21	新潟県北蒲原郡聖籠町大字網代浜904番地1	株式会社聖籠タクシー	代表取締役 高橋 高一
22	新潟市東区下木戸一丁目3番12号	港タクシー株式会社	代表取締役 鈴木 寛
23	新潟市中央区高志一丁目8番7号	有限会社コバト交通	代表取締役 斎藤 章
24	新潟市北区白新町一丁目9番6号	都タクシー株式会社	代表取締役 高橋 良樹
25	新潟市東区一日市1番地2	有限会社東重機運輸	代表取締役 飯田 嘉昭

別表2 名宛人以外の違反行為者で，新潟交通圏における法人タクシー事業者

番号	事業者	本店の所在地
26	株式会社三洋タクシー	新潟市東区藤見町二丁目6番5号

別表3 違反行為者以外の新潟交通圏における法人タクシー事業者

番号	事業者	本店の所在地
27	日の出交通株式会社	新潟市中央区神道寺南一丁目2番18号

別表4 小型車の新自動認可運賃

	距離制運賃		時間距離併用制 運賃及び待料金	時間制運賃
	初乗運賃	加算運賃		
上限運賃	1.3km 600円	284m 80円	1分45秒 80円	30分 2,750円
B運賃	1.3km 590円	289m 80円	1分45秒 80円	30分 2,700円
C運賃	1.3km 580円	294m 80円	1分50秒 80円	30分 2,650円
下限運賃	1.3km 570円	299m 80円	1分50秒 80円	30分 2,600円

別表5 中型車の新自動認可運賃

	距離制運賃		時間距離併用制 運賃及び待料金	時間制運賃
	初乗運賃	加算運賃		
上限運賃	1.3km 610円	262m 80円	1分35秒 80円	30分 3,150円
B運賃	1.3km 600円	266m 80円	1分40秒 80円	30分 3,050円
C運賃	1.3km 590円	271m 80円	1分40秒 80円	30分 3,000円
下限運賃	1.3km 580円	276m 80円	1分40秒 80円	30分 2,950円

別表6 大型車の新自動認可運賃

	距離制運賃		時間距離併用制 運賃及び待料金	時間制運賃
	初乗運賃	加算運賃		
上限運賃	1.3km 710円	223m 90円	1分20秒 90円	30分 4,150円
B運賃	1.3km 700円	226m 90円	1分25秒 90円	30分 4,050円
C運賃	1.3km 690円	229m 90円	1分25秒 90円	30分 4,000円
D運賃	1.3km 680円	233m 90円	1分25秒 90円	30分 3,950円
下限運賃	1.3km 670円	236m 90円	1分25秒 90円	30分 3,900円

別表7 特定大型車の新自動認可運賃

	距離制運賃		時間距離併用制 運賃及び待料金	時間制運賃
	初乗運賃	加算運賃		
上限運賃	1.3km 770円	218m 90円	1分20秒 90円	30分 4,300円
B運賃	1.3km 760円	221m 90円	1分20秒 90円	30分 4,200円
C運賃	1.3km 750円	224m 90円	1分25秒 90円	30分 4,150円
D運賃	1.3km 740円	227m 90円	1分25秒 90円	30分 4,100円
下限運賃	1.3km 730円	230m 90円	1分25秒 90円	30分 4,050円